年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
（神奈川県担当部会）
令和８年９月２日答申分

〇答申の概要

（１）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　１件

厚生年金保険関係　　１件

（２）年金記録の訂正を不要としたもの　　２件

国 民 年 金 関 係　　１件

厚生年金保険関係　　１件

厚生局受付番号　：　関東信越（神奈川）（受）第 2600051 号
厚生局事案番号　：　関東信越（神奈川）（厚）第 2600019 号

第１　結論

請求者のＡ社における令和元年８月１日から令和２年１月１日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。令和元年８月から同年 12 月までの標準報酬月額については、30 万円から 62 万円とする。

令和元年８月から同年 12 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和元年８月から同年 12 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 42 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　令和元年８月１日から令和２年１月１日まで

厚生年金保険の記録では、Ａ社における請求期間の標準報酬月額が実際の給与支給額及び厚生年金保険料控除額に相当する標準報酬月額（62 万円）に比べて低い額で記録されている。

給与支給明細書（写）を提出するので、調査の上、請求期間の標準報酬月額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

請求者から提出された給与支給明細書（写）、Ａ社から提出された請求者に係る社員別給与・賞与支給実績一覧表及び日本年金機構の回答により、請求者の請求期間に係る事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時の報酬月額に基づく標準報酬月額（62 万円）及び当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（62 万円）は、いずれもオンライン記録により確認できる当該期間の標準報酬月額（30 万円）を上回っていることが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、令和元年８月から同年 12 月までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届の報酬月額を年金事務所に対し誤って届出し、請求者の請求内容どおりの

標準報酬月額に基づく厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の上記訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号　：　関東信越（神奈川）（受）第 2500521 号
厚生局事案番号　：　関東信越（神奈川）（国）第 2600009 号

第１　結論

昭和 40 年１月から同年 11 月までの請求期間及び同年 12 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 18 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　昭和 40 年１月から同年 11 月まで
②　昭和 40 年 12 月

昭和 39 年 12 月に会社を退職してから前夫と離婚するまでの期間において、私の国民年金の記録がない。

請求期間①及び②の国民年金については、私が、昭和 40 年１月から同年３月頃までにＡ市役所で任意加入の手続を行い、国民年金保険料についても私が納付書に現金を添えて、Ａ市役所の窓口又は自宅に来た集金人に納付した。

関係書類は処分したため何も残っていないが、請求期間①及び②の国民年金保険料が未加入による未納と記録されていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者は、昭和 40 年１月から同年３月頃までに、任意加入の手続きを自ら行い、請求期間①及び②の国民年金保険料についても自身が納付書に現金を添えて、Ａ市役所の窓口又は自宅に来た集金人に納付した旨主張している。

しかしながら、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料の納付時期や納付金額について特定できない旨回答している上、請求者が請求期間①及び②当時に住民登録していたとするＡ市は、当該期間当時の国民年金に関する届出及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料については保存期限が経過したため保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者の国民年金被保険者台帳によると、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）「＊」に係る資格取得年月日は昭和 41 年１月 30 日と記録されており、オンライン記録と一致し、請求者が同日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は請求期間①及び②において国民年金に未加入であり、制度上、国民年金保険料

を納付することができない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するには、請求者に前述の国民年金番号「＊」とは別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索並びに国民年金手帳記号番号払出簿の調査を行ったものの、請求者に別の国民年金番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、Ａ市は、同市において国民年金保険料の納付方法が印紙検認方式から納付書方式に切り替わったのは昭和 48 年４月からである旨回答しており、請求期間①及び②の保険料を納付書により納付したとする請求者の主張と相違している上、Ａ市は、請求期間①及び②当時、居宅へ赴き国民年金保険料を徴収する集金人制度は行っていたものの、集金人の氏名を確認できる資料は保管していない旨回答しているため、当該期間当時に国民年金保険料を集金していたとされる集金人は特定できず、請求者の当該期間に係る保険料の納付状況を確認することができない。

そのほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号　：　関東信越（神奈川）（受）第 2600094 号
厚生局事案番号　：　関東信越（神奈川）（厚）第 2600020 号

第１　結論

請求期間について、請求者のＡ社（現在は、Ｂ社）における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 40 年生
住　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成 24 年９月

Ａ社では営業活動の結果として締結した案件ごとに個別の条件に従い賞与が支給されていたところ、当時の同僚に請求期間に係る標準賞与額の記録がなかった事実があり、私にも同様の可能性があると日本年金機構により通知があった。

請求期間の賞与の支給事実について調査の上、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第３　判断の理由

Ｂ社の事業主は、請求期間に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者の当該期間に係る賞与の支払及び厚生年金保険料の控除についてはいずれも不明である旨回答している。

また、請求者がＡ社の給与及び賞与の振込先であったとするＣ銀行（請求期間当時は、Ｄ銀行）は、請求期間に係る請求者の預金口座の取引内容は、調査可能期間超のため回答不能としていることから、請求者に当該期間に係る賞与が振り込まれていたことを確認することができない。

さらに、オンライン記録において、請求期間当時の請求者の住所地として登録されていたＥ市Ｆ区は、請求期間に係る社会保険料控除額を確認できる資料等については、保存期間が満了しており残っていない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、年金事務所が保管するＡ社の請求期間（平成 24 年９月）に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届によると、複数の被保険者について賞与を支払った旨の届出が行われていることが確認できるものの、当該届書に請求者の氏名は確認できない。

また、請求者は請求期間に係る賞与明細書等の資料は所持しておらず、ほかに、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。